定期預金共通規定

株式会社　北陸銀行

1．（規定の適用範囲）

本規定は、各種定期預金に共通して適用する事項を規定します。本規定が適用となる定期預金は、当該定期預金規定にその旨の標記をします。

2．（反社会的勢力との取引拒絶）

この預金口座は第10条第5項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第10条第5項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

3．（証券類の受入れ）

⑴　小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。

⑵　受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳扱の場合は通帳の当該受入れの記載を取消したうえで、証書扱の場合は証書と引換えにより、当店で返却します。

4．（届出事項の変更、通帳または証書の再発行等）

⑴　通帳または証書、印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。

⑵　前項の印章、名称、住所その他届出事項の変更前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。

⑶　通帳、証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳または証書の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

5．（成年後見人等の届け出）

⑴　家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。

⑵　家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。

⑶　すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前２項と同様にお届けください。

⑷　前３項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。

⑸　前４項の届け出の前に行われた取引の効果は本人に帰属するものとし、それによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

6．（印鑑照合）

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相応の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造・変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

なお、預金者が個人の場合は、盗取された通帳または証書を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

7．（盗難通帳または証書による払戻し等）

⑴　預金者が個人の場合は、盗取された通帳または証書を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当行に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。

①　通帳または証書の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること

②　当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること

③　当行に対し、警察署に被害届を提出していること、その他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示して

いること。

⑵　前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の 30 日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします）前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意無過失であることおよび預金者に過失（重過失を除く）があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の４分の３に相当する金額を補てんするものとします。

⑶　前２項の規定は、第１項にかかる当行への通知が、この通帳または証書が盗取された日（通帳または証書が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳または証書を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日）から、２年を経過する日後に行われた場合には適用されないものとします。

⑷　第２項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんしません。

①　当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること

Ａ　当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと

Ｂ　預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと

Ｃ　預金者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明をおこなったこと

②　通帳または証書の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと

⑸　当行が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第１項にもとづく補てんの請求には応じることができません。また、預金者が当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

⑹　当行が第２項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。

⑺　当行が第２項の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳または証書により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

８．（譲渡・質入れ等の禁止）

⑴　この預金および通帳または証書は、譲渡または質入れすることはできません。

⑵　当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

９．（取引の制限等）

⑴　当行は、預金者の情報及び具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答頂けない場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。

⑵　日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当行に届け出た在留期間が超過した場合、払戻し等の預金取引の一部を制限することができるものとします。

⑶　前２項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

⑷　１年以上利用のない預金口座は、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。

⑸　前４項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

10．（預金の解約、書替継続）

⑴　この預金は、当行がやむを得ないものと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。

⑵　この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に、届出の印章または署名により、記名捺印または自署の

うえ通帳または証書とともに提出してください。ただし、別に定めがある場合には、その定めによるものとします。

⑶　この預金の払戻しまたは解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続をもとめることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しまたは解約を行いません。

⑷　次の各号のーにでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

①　この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

②　この預金の預金者が第８条第１項に違反した場合

③　この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

④　法令で定める本人確認等における確認事項、および第９条第１項で定める当行の求めに対する預金者からの各種回答や提出された資料が偽りである場合

⑤　この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関連法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

⑥　第９条第１項から第４項に定める取引等の制限に係る事象が１年以上に亘って解消されない場合

⑦　第１号から第５号の疑いがあるにも関らず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合

⑸　前項のほか、次の各号のーにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

①　預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②　預金者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」といいます）に該当し、または、次の各号のいずれかに該当することが判明した場合

A．暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B．暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C．自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D．暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E．役員または経営に実質的に関与している者が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③　預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

A．暴力的な要求行為

B．法的な責任を超えた不当な要求行為

C．取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D．風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

E．その他前各号に準ずる行為

⑹　この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知などすることによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

⑺　第４項、第５項および第６項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳または証書および届出印を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

11．（通知等）

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

12.（保険事故発生時における預金者からの相殺）

⑴　この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

⑵　前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

①　相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出印を押印して通帳または預金証書とともに直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

②　前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。

③　第１号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

⑶　第１項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

①　この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

②　借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算の計算については、その期間を相殺通知が当行に到着した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。

また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行が負担するものとします。

⑷　第１項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

⑸　第１項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

13.（準拠法、裁判管轄）

⑴　この預金取引の契約準拠法は日本法とします。

⑵　この預金取引について訴訟の必要が生じた場合には、当行本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

14.（規定の変更）

この預金規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭掲示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

以　上

（２０２０年４月１日現在）

自由金利型定期預金（M型）規定

株式会社　北陸銀行

１．（預金の支払時期）

⑴　この預金は、通帳または定期預金証書（以下、「証書」といいます）表面記載の満期日以後に利息とともに支払います。

⑵　この預金は、あらかじめ申出がある場合は、通帳または証書表面記載の満期日に自動的に解約し、利息とともに支払います。この場合、元利金はあらかじめ指定された預金口座に入金するものとします。

⑶　証書扱の場合、前項により入金した後は、証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。

２．（利息）

⑴　この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳または証書表面記載の利率（以下「約定利率」といいます）によって計算し満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、単利型としたこの預金の場合、預入日の２年後の応当日から預入日の 10 年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

①　預入日から満期日の１年前の応当日までの間に到来する預入日の１年毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書表面記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

なお、預入日の２年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自由金利型２年定期預金（M型）」といいます）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

(A)　預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

(B)　定期預金とする場合には、中間利払日にその自由金利型２年定期預金（M型）と満期日を同一にするこの預金（以下、「中間利息定期預金」といいます）とし、中間利息定期預金の利率は、中間利払日における当行所定の利率を適用します。

②　中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

③　この預金を複利型とした場合のこの預金の利息は、前各号にかかわらず、約定日数および約定利率によって６ヵ月複利の方法で計算し、満期日に支払います。

⑵　この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

⑶　この預金を定期預金共通規定第 10 条第１項、同第４項または同第５項により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます）は、預入日から解約日の前日までの日数および別に定める「自由金利型定期預金（M型）期限前解約利率算出表」の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。また、解約日における普通預金利率を下限とします）によって計算し（複利型の場合は６か月複利の方法によります）、この預金とともに支払います。

ただし、単利型としたこの預金で中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

⑷　この預金の付利単位は１円とし、１年を 365 日として日割で計算します。

３．（預金の一部解約）

⑴　複利型のこの預金のうち、当行所定の預入期間のものについて、当行がやむをえないものと認めた場合は、預入日の１年後の応当日以後満期日前に、１万円以上１万円単位の金額で、元金の一部解約ができるものとします。ただし、一部解約後の元金金額が当行所定の金額を下回らない場合に限ります。この場合、解約する部分について第３条第３項に準じて利息を計算し、一部解約する元金とともに支払います。

⑵　通帳扱かつ複利型のこの預金で、一部解約によって残余の元金金額が当初預入時の適用利率に関する金額階層を下回ることとなった場合、当該の日を「分かち計算日」とし、一部解約後の残余の元金に対する利息は、第３条および本条第１項にかかわらず、次により取り扱います。

A．満期日に支払う場合の利息

「預入日から分かち計算日の前日までの利息」ならびに「分かち計算日から満期日の前日までの利息」をそれぞれ次のとおり計算し、その合計額を元金とともに支払います。

（a） 預入日から分かち計算日の前日までの利息

預入日から分かち計算日の前日までの日数、および当初預入時の適用利率によって計算します。

（b） 分かち計算日から満期日の前日までの利息

分かち計算日から満期日の前日までの日数、および当初預入時に当該の残余元金金額を預入した場合に適用される利率によって計算します。

B．当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約または一部解約する場合の利息「預入日から分かち計算日の前日までの利息」ならびに「分かち計算日から解約日の前日までの利息」をそれぞれ次のとおり計算し、その合計額を元金とともに支払います。

（a） 預入日から分かち計算日の前日までの利息

預入日から分かち計算日の前日までの日数、および「期限前解約利率算出表」に記載の預入期間（当初預入日から解約日の前日までの期間）に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。また解約日における普通預金利率を下限とします）によって計算します。

（b） 分かち計算日から解約日の前日までの利息

分かち計算日から解約日の前日までの日数、および「期限前解約利率算出表」に記載の預入期間（当初預入日から解約日の前日までの期間）に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。また解約日における普通預金利率を下限とします）によって計算します。この場合「期限前解約利率算出表」の約定利率は、当初預入時に当該の残余の元金金額を預入した場合に適用される利率とします。

⑶ この預金を一部解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。

４．（預金の解約・書替継続）

この預金を第１条第２項の満期日自動解約以外の方法で解約するとき、または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。

５．（中間利息定期預金）

⑴ 中間利息定期預金の利息については、第３条の規定を準用します。

⑵ 中間利息定期預金については、次により取扱います。

① 印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。

② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約もしくは書替継続するとき、また中間利息定期預金のみを解約もしくは書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。

６．（定期預金共通規定の適用）

この預金には、本規定のほか、「定期預金共通規定」が適用されるものとします。

以 上

（２０２０年４月１日現在）

自動継続自由金利型定期預金（M型）規定

株式会社　北陸銀行

１．（自動継続）

⑴　この預金は、通帳または定期預金証書（以下、「証書」といいます）表面記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

⑵　この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

⑶　継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

２．（利息）

⑴　この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下、本項および次の第２項において同じです）から満期日の前日までの日数（以下、「約定日数」といいます。）および通帳または証書表面記載の利率（継続後の預金については上記１．⑵の利率。以下、これらを「約定利率」といいます）によって計算し、満期日に支払います。

ただし、単利型としたこの預金の場合、預入日の２年後の応当日から預入日の１０年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

①　預入日から満期日の１年前の応当日までの間に到来する預入日の１年ごとの応当日を中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書表面記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に 70％を乗じた利率。ただし、小数点第４位以下は切捨てます）によって計算した中間利払額（以下、「中間払利息」といいます）を利息の一部として、各中間利払日に支払います。

なお、預入日の２年後の応当日を満期日としたこの預金（以下、「自動継続自由金利型２年定期預金（M型）」といいます）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

②　中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下、「満期払利息」といいます）は、満期日に支払います。

③　この預金を複利型とした場合のこの預金の利息は、前各号にかかわらず、約定日数および約定利率によって６ヵ月複利の方法で計算し、満期日に支払います。

⑵　この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。

①　預入日の１ヵ月後の応当日から預入日の２年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

②　自動継続自由金利型２年定期預金（M型）の中間払利息および満期払利息は、あらかじめ指定された方法により次のとおり取扱います。

Ａ　預金口座へ振替える場合には、中間利払日および満期日に指定口座へ入金します。

Ｂ　中間払利息を定期預金とする場合には、中間利払日にその自動継続自由金利型２年定期預金（M型）と満期日を同一にする自由金利型定期預金（M型）（以下、「中間利息定期預金」といいます）とし、その利率は、中間利払日における当行所定の利率を適用します。満期払利息は満期日に元金に組入れ、中間利息定期預金の元利金とともに合計して自動継続自由金利型２年定期預金（M型）に継続します。

③　預入日の２年後の応当日の翌日から預入日の５年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

④　この預金を複利型とした場合のこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

⑶　継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日（書替継続をする場合はその書替継続日）の前日までの日数および解約日または書替継続日

における普通預金の利率によって計算します。

⑷　この預金を定期預金共通規定第 10 条第１項、同第４項または同第５項により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです）から解約日の前日までの日数および別に定める「自由金利型定期預金（M型）期限前解約利率算出表」の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。また、解約日における普通預金利率を下限とします）によって計算し（複利型の場合は６か月複利の方法によります）、この預金とともに支払います。

ただし、単利型としたこの預金で中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

⑸　この預金の付利単位は１円とし、１年を 365 日として日割で計算します。

３．（預金の一部解約）

⑴　複利型のこの預金のうち、当行所定の預入期間のものについて、当行がやむをえないものと認めた場合は、預入日の１年後の応答日以後満期日前に、１万円以上１万円単位の金額で元金の一部解約ができるものとします。ただし、一部解約後の元金金額が当行所定の金額を下回らない場合に限ります。

この場合、解約する部分について第２条第３項に準じて利息を計算し、一部解約する元金とともに支払います。

⑵　通帳扱かつ複利型のこの預金で、一部解約によって残余の元金金額が当初預入時の適用利率に関する金額階層を下回ることとなった場合、当該の日を「分かち計算日」とし、一部解約後の残余の元金に対する利息は、第２条および本条第１項にかかわらず、次により取り扱います。

Ａ．満期日に支払う場合の利息

「預入日から分かち計算日の前日までの利息」ならびに「分かち計算日から満期日の前日までの利息」をそれぞれ次のとおり計算し、その合計額を元金とともに支払います。

（ａ）　預入日から分かち計算日の前日までの利息

預入日から分かち計算日の前日までの日数、および当初預入時の適用利率によって計算します。

（ｂ）　分かち計算日から満期日の前日までの利息

分かち計算日から満期日の前日までの日数、および当初預入時に当該の残余元金金額を預入した場合に適用される利率によって計算します。

Ｂ．当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約または一部解約する場合の利息

「預入日から分かち計算日の前日までの利息」ならびに「分かち計算日から解約日の前日までの利息」をそれぞれ次のとおり計算し、その合計額を元金とともに支払います。

（ａ）　預入日から分かち計算日の前日までの利息

預入日から分かち計算日の前日までの日数、および「期限前解約利率算出表」に記載の預入期間（当初預入日から解約日の前日までの期間）に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。また解約日における普通預金利率を下限とします）によって計算します。

（ｂ）　分かち計算日から解約日の前日までの利息

分かち計算日から解約日の前日までの日数、および「期限前解約利率算出表」に記載の預入期間（当初預入日から解約日の前日までの期間）に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。また解約日における普通預金利率を下限とします）によって計算します。この場合「期限前解約利率算出表」の約定利率は、当初預入時に当該の残余の元金金額を預入した場合に適用される利率とします。

⑶　この預金を一部解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。

４．（中間利息定期預金）

⑴　中間利息定期預金の利息については、第２条の規定を準用します。

⑵　中間利息定期預金については、次により取扱います。

①　印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。

② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約もしくは書替継続するとき、また中間利息定期預金のみを解約もしくは書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。

5.（定期預金共通規定の適用）

この預金には、本規定のほか、「定期預金共通規定」が適用されるものとします。

以 上

（２０２０年４月１日現在）

自由金利型定期預金規定

株式会社　北陸銀行

１．（預金の支払時期）

⑴　この預金は、通帳または定期預金証書（以下、「証書」といいます）表面記載の満期日以後に利息とともに支払います。

⑵　この預金は、あらかじめ申出がある場合は、通帳または証書表面記載の満期日に自動的に解約し、利息とともに支払います。この場合、元利金はあらかじめ指定された預金口座に入金するものとします。

⑶　証書扱の場合、前項により入金した後は、証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。

２．（利息）

⑴　この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます）および通帳または証書表面記載の利率（以下「約定利率」といいます）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の２年後の応当日から預入日の 10 年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります

①　預入日から満期日の１年前の応当日までの間に到来する預入日の１年毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書表面記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます）を、利息の一部として、中間利払日に指定口座へ入金します。

②　中間払利息（中間利払日が複数ある場合は中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以降にこの預金とともに支払います。

⑵　この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

⑶　この預金を定期預金共通規定第 10 条第１項、同第４項または同第５項により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます）および別に定める「自由金利型定期預金期限前解約利率算出表」の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。また、解約日における普通預金利率を下限とします）によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

⑷　この預金の付利単位は１円とし、１年を 365 日として日割で計算します。

３．（預金の解約、書替継続）

この預金を第１条第２項の満期日自動解約以外の方法で解約するとき、または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。

４．（定期預金共通規定の適用）

この預金には、本規定のほか、「定期預金共通規定」が適用されるものとします。

以　上

（２０２５年６月２日現在）

自動継続自由金利型定期預金規定

株式会社　北陸銀行

１．（自動継続）

⑴　この預金は、通帳または定期預金証書（以下、「証書」といいます。）表面記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

⑵　この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

⑶　継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

２．（利息）

⑴　この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下、本項および次項において同じです）から満期日の前日までの日数（以下、「約定日数」といいます）および通帳または証書表面記載の利率（継続後の預金については第１条第２項の利率。以下、これらを「約定利率」といいます）によって計算し、満期日に支払います。

ただし、預入日の２年後の応当日から預入日の 10 年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

①　預入日から満期日の１年前の応当日までの間に到来する預入日の１年ごとの応当日を中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書表面記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に 70％を乗じた利率。ただし、小数点第４位以下は切捨てます）によって計算した中間利払額（以下、「中間払利息」といいます）を利息の一部として、各中間利払日に支払います。

②　中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下、「満期払利息」といいます）は満期日に支払います。

⑵　この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。

①　預入日の１ヵ月後の応当日から預入日の２年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

②　預入日の２年後の応当日から預入日の 10 年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

⑶　継続を停止した場合の利息（中間払利息を除きます）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

⑷　この預金を定期預金共通規定第 10 条第１項、同第４項または同第５項により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます）および別に定める「自由金利型定期預金期限前解約利率算出表」の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。また、解約日における普通預金利率を下限とします）によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

⑸　この預金の付利単位は１円とし、１年を 365 日として日割で計算します。

３．（定期預金共通規定の適用）

この預金には、本規定のほか、「定期預金共通規定」が適用されるものとします。

以　上

（２０２５年6月2日現在）

利息分割受取型定期預金規定

株式会社　北陸銀行

この定期預金は、お申し込みの預金種類にしたがい次の各定期預金規定により取り扱います。

○自由金利型定期預金規定
○自動継続自由金利型定期預金規定
○自由金利型定期預金（M型）規定
○自動継続自由金利型定期預金（M型）規定

ただし、各定期預金規定のうち、２「利息」については、各定期預金の定めによらず、次により取り扱うこととします。
また、この定期預金は一部解約のお取り扱いができません。

２.（利　息）

⑴　預入日（継続をしたときはその継続日。以下本項において同じです）から満期日までの間に到来する指定の利息受取間隔（１か月、２か月、３か月または６か月）ごとの応当日を「利息支払日」とします。

⑵　この預金の利息は、預入日または直前の利息支払日からつぎの利息支払日の前日までの日数について通帳に記載の利率（継続後の預金については、継続日における当行所定の利率とします。継続後の利率について別の定めをしたときはその定めによります。

以下、これらを「約定利率」といいます）によって計算し、利息の一部として利息支払日に指定口座に入金します。

その利息の合計額を差し引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

⑶　継続を停止した場合のこの預金の利息（第２項の預入日から満期日の前日までに支払いされた利息は除きます）、満期日以後にこの預金とともに支払います。

⑷　満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金利率によって計算します。

⑸　当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます）および次の定期預金の種類・預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます）によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、第２項による利息が支払われている場合には、その利息の合計額と期限前解約利息との差額を清算します。

Ａ．定期預金の種類が自由金利型定期預金の場合

つぎの①、②のうち低い方の利率（ただし、②の算式により計算した利率が０％を下回るときは０％とします）で計算し、この預金とともに支払います。

①　別に定める「自由金利型定期預金（M型）期限前解約利率算出表」に記載の預入期間に応じた利率

②　$$\text{約定利率} - \frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を通帳または証書記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。

Ｂ．定期預金の種類が自由金利型定期預金〔M型〕の場合別に定める「自由金利型定期預金（M型）期限前解約利率算出表」に記載の預入期間に応じた利率（ただし、解約日の普通預金利率を下限とします）

⑹　この預金の付利単位は１円とし、１年を 365 日として日割で計算します。

以　上

（２０２０年4月１日現在）

据置期間付定期預金規定

株式会社　北陸銀行

１．（預金の支払時期）

⑴　この預金は、預金の全部または一部について預入日（継続をしたときはその継続日）の６か月後の応当日以後の任意の日に利息とともに支払いします。なおこの預金の一部を解約するときは、１万円以上１万円単位の金額で指定してください。

⑵　この預金は、通帳または証書表面記載の最長預入期限が到来したときは自動的に解約し、利息とともに支払います。この場合、元利金はあらかじめ指定された預金口座に入金するものとします。

⑶　証書扱の場合、前項により入金した後は、証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。

２．（利息）

⑴　この預金の利息は、預入日から解約日（預金の一部を解約するときは、その解約日）の前日までの日数（以下「約定日数」といいます）および次の預入期間に応じた所定の利率（以下「約定利率」といいます）によって６か月複利の方法で計算し、元金とともに指定口座に入金します。

①　６か月以上１年未満　　④　３年以上４年未満

②　１年以上２年未満　　⑤　４年以上５年未満

③　２年以上３年未満　　⑥　５年

なおこの預金の一部を解約する場合の利息については、一部解約する元金について約定日数および約定利率によって６か月複利の方法で計算し、一部解約する元金とともに支払います。

⑵　一部解約によって残余の元金金額が当初預入時の適用利率に関する金額階層を下回ることとなった場合（以後当該の日を「分かち計算日」といいます）、当該一部解約後の残余の元金に対する利息は、前項にかかわらず「預入日から分かち計算日の前日までの利息」ならびに「分かち計算日から解約日の前日までの利息」をそれぞれ次のとおり計算し、その合計額を元金とともに支払います。

Ａ．預入日から分かち計算日の前日までの利息

預入日から分かち計算日の前日までの日数、および約定利率によって計算します。

Ｂ．分かち計算日から解約日の前日までの利息

分かち計算日から解約日の前日までの日数、および預入日から解約日まで当該の残余元金額を預入した場合に適用される利率によって計算します。

⑶　この預金を定期預金共通規定第 10 条第１項、同第４項、同第５項により満期日前に解約する場合の利息は、預入日から解約日の前日までの日数について、解約日における普通預金利率によって計算し、元金とともに支払います。

⑷　最長預入期限以後の利率については、第１項にかかわらず最長預入期限から解約日の前日までの日数について、解約日における普通預金利率によって計算し、この預金とともに支払います。

３．（預金の解約）

この預金を第１条第２項の自動解約以外の方法で解約または一部解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。

４．（定期預金共通規定の適用）

この預金には、本規定のほか、「定期預金共通規定」が適用されるものとします。

以　上

（２０２０年４月１日現在）

自動継続据置期間付定期預金規定

株式会社　北陸銀行

１．（自動継続）

⑴　この預金は、通帳または証書表面記載の最長預入期限に自動的に据置期間付定期預金として継続します。継続された預金についても同様とします。

⑵　この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

⑶　継続を停止するときは、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を申出てください。

２．（預金の支払時期）

⑴　この預金は、預金の全部または一部について預入日（継続をしたときはその継続日）の６か月後の応当日以後の任意の日に利息とともに支払いします。

⑵　この預金の一部を解約するときは、１万円以上１万円単位の金額で指定してください。

３．（利　息）

⑴　この預金の利息は、預入日（継続をしたときは、最終の継続日）から継続日（預金の全部または一部を解約するときは、その解約日）の前日までの日数（以下「約定日数」といいます）および次の預入期間に応じた所定の利率（以下「約定利率」といいます）によって６か月複利の方法で計算し、あらかじめご指定の方法により、指定口座に入金し、または元金に組入れます。

①　６か月以上１年未満　　④　３年以上４年未満
②　１年以上２年未満　　⑤　４年以上５年未満
③　２年以上３年未満　　⑥　５年

なおこの預金の一部を解約する場合の利息については、一部解約する元金について約定日数および約定利率によって６か月複利の方法で計算し、一部解約する元金とともに支払います。

⑵　一部解約によって残余の元金金額が当初預入時の適用利率に関する金額階層を下回ることとなった場合（以後当該の日を「分かち計算日」といいます）、当該一部解約後の残余の元金に対する利息は、前記⑴にかかわらず「預入日から分かち計算日の前日までの利息」ならびに「分かち計算日から解約日の前日までの利息」をそれぞれ次のとおり計算し、その合計額を元金とともに支払います。

Ａ．預入日から分かち計算日の前日までの利息
預入日から分かち計算日の前日までの日数、および約定利率によって計算します。

Ｂ．分かち計算日から解約日の前日までの利息
分かち計算日から解約日の前日までの日数、および預入日から解約日まで当該の残余元金額を預入した場合に適用される利率によって計算します。

⑶　この預金を定期預金共通規定第 10 条第１項、同第４項、同第５項により満期日前に解約する場合の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から解約日の前日までの日数について、解約日における普通預金利率によって計算し、元金とともに支払います。

⑷　継続を停止した場合の最長預入期限以後の利率については、前記⑴にかかわらず最長預入期限から解約日の前日までの日数について、解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

４．（定期預金共通規定の適用）

この預金には、本規定のほか、「定期預金共通規定」が適用されるものとします。

以　上

（２０２０年４月１日現在）

変動金利定期預金規定

株式会社　北陸銀行

１．（預金の支払時期）

⑴　この預金は、通帳または定期預金証書（以下、「証書」といいます）表面記載の満期日以後に利息とともに支払います。

⑵　この預金は、あらかじめ申出がある場合は、記載の満期日に自動的に解約し、利息とともに支払います。この場合、元利金はあらかじめ指定された預金口座に入金するものとします。

⑶　証書扱の場合、前項により入金した後は、証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。

２．（利率の変更）

この預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の６か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としその６か月後の応当日を満期日とする預入金額に応じた次の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当行所定の利率を加える方法により算定するものとします。

⑴　300 万円未満

自由金利型定期預金（M型）の利率

⑵　300 万円以上 1000 万円未満

300 万円以上の自由金利型定期預金（M型）の利率

⑶　1000 万円以上　　自由金利型定期預金の利率

ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めたときは、その定めによるものとします。

３．（利息）

⑴　この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。

①　この預金を単利型とした場合

Ａ　預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の６ヵ月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下、「中間利払日数」といいます。）および通帳または証書表面記載の中間利払利率（第２条により利率を変更したときは、変更後の利率に 70%を乗じた利率。ただし、小数点第４位以下は切捨てます）によって計算した中間利払額（以下、「中間払利息」といいます）を利息の一部として、各中間利払日に指定口座へ入金します。

Ｂ　中間利払日数および通帳または証書表面記載の利率（第２条により利率を変更したときは、変更後の利率。以下、これらをそれぞれ「約定利率」といいます）によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた残高を、満期日以後この預金とともに支払います。

②　この預金を複利型とした場合

通帳または証書表面記載の利率（第２条により利率を変更したときは、変更後の利率。以下、これらをそれぞれ「約定利率」といいます）によって６ヵ月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

⑵　この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

⑶　この預金を定期預金共通規定第 10 条第１項、同第４項または同第５項により満期日前に解約する場合には、その利息は次のとおり支払います

①　この預金を単利型とした場合

Ａ　預入日の６ヵ月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

Ｂ　預入日の６ヵ月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次表記載の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から

解約日の前日までの日数および次表記載の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます）によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」といいます）を、この預金とともに支払います。

この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算します。

〈期限前解約利率算出表〉

１．預入日の１年後の応当日から預入日の３年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合	
①　６か月以上１年未満	約定利率（単利）×50％
②　１年以上３年未満	約定利率（単利）×７０％
２．預入日の３年後の応当日を満期日としたこの預金の場合	
①　６カ月以上１年未満	約定利率（単利）×40％
②　１年以上１年６か月未満	約定利率（単利）×50％
③　１年６か月以上２年未満	約定利率（単利）×60％
④　２年以上２年６か月未満	約定利率（単利）×70％
⑤　２年６か月以上３年未満	約定利率（単利）×90％

⑷　この預金の付利単位は１円とし、１年を 365 日として日割で計算します。

４．（預金の解約）

この預金を第 1 条第 2 項の満期日自動解約以外の方法で解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。

５．（定期預金共通規定の適用）

この預金には、本規定のほか、「定期預金共通規定」が適用されるものとします。

以　上

（２０２０年４月１日現在）

自動継続変動金利定期預金規定

株式会社　北陸銀行

１．（自動継続）

⑴　この預金は、通帳記載の満期日に前回と同一の期間の変動金利定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

⑵　この預金の継続後の利率は、継続日を預入日としその６か月後の応当日を満期日とする預入金額に応じた次の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた継続日における当行所定の利率を加える方式により算定するものとします。

①　300 万円未満

自由金利型定期預金（M型）の利率

②　300 万円以上 1000 万円未満

300 万円以上の自由金利型定期預金（M型）の利率

③　1000 万円以上

自由金利型定期預金の利率

ただし、この預金の継続後の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めたときは、その定めによるものとします。

⑶　継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。継続停止の申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

２．（利率の変更）

この預金の利率は、預入日（継続をしたときはその継続日。３．および４．において同じです）から満期日の前日までの間に到来する預入日の６か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としその６か月後の応当日を満期日とする預入金額に応じた次の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当行所定の利率を加える方法により算定するものとします。

①　300 万円未満

自由金利型定期預金（M型）の利率

②　300 万円以上 1000 万円未満

300 万円以上の自由金利型定期預金（M型）の利率

③　1000 万円以上

自由金利型定期預金の利率

ただし、この預金の利率について、上記の設定方式により算出される利率を基準として別に定めたときは、その定めによるものとします。

３．（利息）

⑴　この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。

①　この預金を単利型とした場合

Ａ　預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の６ヵ月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下、「中間利払日数」といいます。）および通帳または証書表面記載の中間利払利率（第２条により利率を変更したときは、変更後の利率に 70％を乗じた利率。継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に 70％を乗じた利率。ただし、小数点第４位以下は切捨てます）によって計算した中間利払額（以下、「中間払利息」といいます）を利息の一部として、各中間利払日に指定口座へ入金します。

Ｂ　中間利払日数および通帳または証書表面記載の利率（第２条により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については第１条第２項の利率。以下、これらをそれぞれ「約定利率」といいます）によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた残高を、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

② この預金を複利型とした場合

通帳または証書表面記載の利率（第２条により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については第１条第２項の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率（複利）といいます）によって６か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。

⑵ 利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。

⑶ 継続を停止した場合のこの預金の利息（この預金を単利型とした場合の中間払利息を除きます）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

⑷ この預金を定期預金共通規定第 10 条第１項、同第４項または同第５項により満期日前に解約する場合には、その利息は次のとおり支払います

① この預金を単利型とした場合

Ａ 預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです）の６ヵ月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

Ｂ 預入日の６ヵ月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次表記載の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次表記載の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます）によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」といいます）を、この預金とともに支払います。この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算します。

〈期限前解約利率算出表〉

１．預入日の１年後の応当日から預入日の３年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合	
① ６か月以上１年未満	約定利率（単利）×50%
② １年以上３年未満	約定利率（単利）×70%
２．預入日の３年後の応当日を満期日としたこの預金の場合	
① ６カ月以上１年未満	約定利率（単利）×40%
② １年以上１年６か月未満	約定利率（単利）×50%
③ １年６か月以上２年未満	約定利率（単利）×60%
④ ２年以上２年６か月未満	約定利率（単利）×70%
⑤ ２年６か月以上３年未満	約定利率（単利）×90%

② この預金を複利型とした場合

預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下、同じです）から解約日の前日までの日数および次表記載の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます）によって６か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

〈期限前解約利率算出表〉

１．６か月未満	解約日における普通預金の利率
２．６か月以上１年未満	約定利率（複利）×40%
３．１年以上１年６か月未満	約定利率（複利）×50%
４．１年６か月以上２年未満	約定利率（複利）×60%
５．２年以上２年６か月未満	約定利率（複利）×70%
６．２年６か月以上３年未満	約定利率（複利）×90%

⑷ この預金の付利単位は１円とし、１年を 365 日として日割で計算します。

４．（定期預金共通規定の適用）

この預金には、本規定のほか、「定期預金共通規定」が適用されるものとします。

以 上

（２０２０年4月１日現在）

期日指定定期預金規定

株式会社　北陸銀行

１．（預金の支払時期）

⑴　この預金は、通帳または定期預金証書（以下、「証書」といいます）表面記載の満期日以後に利息とともに支払います。

⑵　この預金は、あらかじめ申出がある場合は、通帳または証書表面記載の満期日に自動的に解約し、利息とともに支払います。この場合、元利金はあらかじめ指定された預金口座に入金するものとします。

⑶　証書扱の場合、前項により入金した後は、証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。

⑷⑵　満期日は、この預金の全部または一部について預入日の１年後の応当日（通帳または証書表面記載の据置期間満了日）から通帳または証書表面記載の最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定する場合は、当店に対してその１か月前までに通知してください。この預金の一部について満期日を定める場合には、１万円以上の金額で指定してください。

⑸⑶　満期日の指定がない場合は、最長預入期限を満期日とします。

⑹⑷　指定された満期日から１か月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から１か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。

２．（利息）

⑴　この預金の利息は、解約時に預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます）および次の預入期間に応じた利率によって１年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

①　１年以上２年未満　　通帳または証書表面記載の「中間利払利率」または「利率（2 年未満）」の利率

②　２年以上　　通帳または証書表面記載の「利率」または「利率（２年以上）」の利率（以下「２年以上利率」といいます）

⑵　この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

⑶　この預金を定期預金共通規定第 10 条第１項、同第４項または同第５項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます）によって計算し、この預金とともに支払います。

①　６か月未満　　解約日における普通預金の利率

②　６か月以上１年未満　　２年以上利率×40％

③　１年以上１年６か月未満　２年以上利率×50％

④　１年６か月以上２年未満　２年以上利率×60％

⑤　２年以上２年６か月未満　２年以上利率×70％

⑥　２年６か月以上３年未満　２年以上利率×90％

⑷　この預金の付利単位は１円とし、１年を 365 日として日割で計算します。

３．（預金の解約、書替継続）

⑴　この預金を解約（満期日自動解約を除きます）または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。

ただし、満期日自動解約によらない預金で、元金に利息を加えて書替継続するとき、または、元金のみをもって書替継続するときは、記名押印がなくても取扱います。この場合、届出の印鑑を引続き使用します。

⑵　この預金の一部の金額を解約するときは、当行所定の請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。

４．（定期預金共通規定の適用）

この預金には、本規定のほか、「定期預金共通規定」が適用されるものとします。

以　上

（２０２０年4月１日現在）

自動継続期日指定定期預金規定

株式会社　北陸銀行

１．（自動継続）

⑴　この預金は、通帳または定期預金証書（以下、「証書」といいます）表面記載の最長預入期限に自動的に期日指定定期預金として継続します。継続された預金についても同様とします。

⑵　この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

⑶　継続を停止するときは、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を当店に申出てください。

２．（預金の支払時期等）

⑴　この預金は、次に定める満期日以後に支払います。

①　満期日の指定があったときは、指定された日を満期日とします。

満期日は、この預金の全部または一部について預入日の１年後の応当日（通帳または証書表面記載の据置期間満了日。継続をしたときはその継続日の１年後の応当日）から最長預入期間までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当店にその１ヵ月前までに通知をしてください。この預金の一部について満期日を定めるときは、１万円以上の金額で指定してください。

②　継続停止の申出があり満期日の指定がないとき（次項により満期日の指定はなかったものとしたときを含みます。）は、最長預入期限を満期日とします。継続停止の申出があった後、この預金の一部が解約された時の残りの金額について満期日の指定のないときも同様とします。

⑵　指定された満期日から１ヵ月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から１ヵ月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。

⑶　継続停止の申出のない場合、この預金の一部が解約されたときはその残りの金額について、また、前項により満期日の指定がなかったものとされたときは預金の全部について、引続き自動継続の取扱いをします。

３．（利息）

⑴　この預金の利率は、継続日（解約するときは解約時）に預入日から最長預入期限（解約するときは満期日）の前日までの日数（以下、「約定日数」といます。）および次の預入期間に応じた利率によって１年複利の方法で計算します。

①　１年以上２年未満　　通帳または証書表面記載の「中間利払利率」または「利率（2 年未満）」の利率

②　２年以上　　通帳または証書表面記載の「利率」または「利率（２年以上）」の利率（以下「２年以上利率」といいます）

⑵　継続後の預金の利息についても前項と同様の方法で計算します。

⑶　継続する場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続日に指定口座へ入金しまたは元金に組入れます。

⑷　指定された満期日から１ヵ月以内に解約する場合または継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率よって計算し、この預金とともに支払います。

⑸　この預金を定期預金共通規定第 10 条第１項、同第４項または同第５項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切り捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

①　６ヵ月未満　　解約日における普通預金の利率

②　６ヵ月以上１年未満　　２年以上利率×40%

③　１年以上１年６ヵ月未満　　２年以上利率×50%

④　１年６ヵ月以上２年未満　　２年以上利率×60%

⑤　２年以上２年６ヵ月未満　　２年以上利率×70%

⑥　２年６カ月以上３年未満　　２年以上利率×90%

⑹　この預金の付利単位は１円とし、１年を 365 日として日割で計算します。

４．（預金の解約、書替継続）

⑴　この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。

ただし、元金に利息を加えて書替継続するとき、【北陸のみ】または、元金のみをもって書替継続するときは、記名押印がなくても取扱います。この場合、届出の印鑑を引続き使用します。

⑵　この預金の一部の金額を解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。

５．（定期預金共通規定の適用）

この預金には、本規定のほか、「定期預金共通規定」が適用されるものとします。

以　上

（２０２０年４月１日現在）

福祉特別定期預金規定

株式会社　北陸銀行

あらかじめ選択された支払方式に応じて、「定期預金共通規定」および「自由金利型定期預金（M型）規定」の規定を適用いたします。

以　上

（２０２０年４月１日現在）

ほがらか定期預金規定

株式会社　北陸銀行

「定期預金共通規定」および「自由金利型定期預金（M型）規定」の規定を適用いたします。

以　上

（２０２０年４月１日現在）

総合資産管理通帳「グランプリ」規定

株式会社　北陸銀行

１．（通帳形式）

総合資産管理通帳「グランプリ」（以下「この通帳」といいます）は、期日指定定期預金・自由金利型定期預金（M型）・自由金利型定期預金・変動金利定期預金の定期預金（以下「定期預金」といいます）口座と積立定期預金口座から構成されています。

２．（預金の預入れ等）

⑴　定期預金口座の預入れは次のとおりとします。

①　期日指定定期預金・自由金利型定期預金（M型）・自由金利型定期預金・変動金利定期預金の預入れができます。

②　現金、小切手、その他の証券類により預入れができます。

なおこのほか、自由金利型定期預金（M型）については、口座振替により預入れることができます。この場合は、あらかじめ当行所定の依頼書を提出してください。

③　定期預金口座に預入れの定期預金に老人等の少額貯蓄非課税制度の適用を受ける場合は、預入れの都度非課税貯蓄申込書を提出してください。

⑵　積立定期預金口座の預入れは次のとおりとします。

①　１回あたりの預入れは、５千円以上とします（以下、積立預金口座の１口の預金を「個別預金」といいます）。

②　口座振替のほか、現金、小切手、その他の証券類により、当店のほか当行国内本支店のどこの店舗でも預入れができます。この場合は、必ず通帳を持参してください。

③　口座振替により預入れする場合は、あらかじめ当行所定の依頼書を提出してください。振替日、振替金額、引き落とし方法等は、口座振替依頼書に記載のとおりとします。振替日、振替金額等を変更する場合ならびにこの口座振替を停止する場合には、あらかじめ書面によって店頭に届けてください。

④　積立定期預金口座については、老人等の少額貯蓄非課税制度の適用されない預金として受入れします。

⑶　ＡＴＭ（自動預入支払機。以下同じです）による預入れについては、１回あたりの預入れ金額はそのＡＴＭに表示された範囲内とし、ＡＴＭが現金を確認したうえで受入れの手続きをします。

３．（積立定期預金口座の満期日、定期預金口座への自動振替等）

⑴　積立定期預金口座を開設するとき、次の事項を指定してください。

Ａ．初回おまとめ日

Ｂ．おまとめサイクル

Ｃ．預入期間

Ｄ．利払方法

Ｅ．元利金受取口座（Ｄ．で利息受取方式を指定した場合）

⑵　第１項の指定は次の範囲とします。

Ａ．初回おまとめ日は、積立定期預金口座を開設した日の１年後応当日から３年後応当日までとします。

Ｂ．おまとめサイクルは、１年、２年、３年のいずれかを選択してください。

Ｃ．預入期間は、１か月、３か月、６か月、１年、２年、３年、４年、５年のいずれかを選択してください。

Ｄ．利払方法は、利息受取方式、利息元金組入方式のいずれかを選択してください。

Ｅ．元利金受取口座はご本人口座に限ります。

⑶　初回おまとめ日のおまとめサイクルごとの応当日を、２回目以降のおまとめ日とします。

⑷　積立定期預金口座への預入は、次のとおり取り扱います。

Ａ．預入日の１か月後応当日以降におまとめ日が到来する場合

当該おまとめを満期日とする自由金利型定期預金（M型）としてお預かりします。

Ｂ．預入日の１か月後応当日の前日までにおまとめ日が到来する場合

当該おまとめ日の次のおまとめ日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）としてお預かりします。

⑸　各おまとめ日において預入期限の到来する個別預金の税引後元利金合計額をもって、次の金額区分に従い、あらかじめ指定された預入期間・利払方法で定期預金を作成し、定期預金口座に受入れます（作成された定期予期を、以下「おまとめ定期」といいます）。

この場合、老人等の少額貯蓄非課税制度の適用されない定期預金を作成するものとします。

①　税引後元利金合計額が自由金利型定期預金の最低預入額未満の場合

自動継続自由金利型定期預金（M型）を作成します。

なお、預入金額 300 万円未満預入期間３年の場合は、期日指定定期預金と比べ、預入期間中の利回りが高い方の定期預金を作成します。

②　税引後元利金合計額が自由金利型定期預金の最低預入額以上の場合

自動継続自由金利型定期預金または自動継続自由金利型定期（M型）のうち、預入期間中の利回りが高い方の定期預金を作成します。

⑹　第５項により自動作成の場合は、第６条の規定にかかわらず、通帳および請求書の提出は不要とします。

４．（定期預金口座の預金の自動継続）

⑴　定期預金口座の自動継続定期預金については、通帳記載の満期日に前回と同一の期間・種類・利払方法の自動継続定期預金に自動的に継続します。

①　税引後元利金合計額が自由金利定期預金の最低預入額未満の場合

自動継続自由金利型定期預金（M型）（受入期間３年以上の場合は複利計算を行う）に継続します。

なお、預入金額 300 万円未満の場合は期日指定定期預金と比べ預入期間中の利回りが高い方の定期預金を作成します。

②　税引後元利金合計額が自由金利定期預金の最低預入額以上の場合

自動継続自由金利型定期預金（M型）（預入期間３年以上の場合は複利計算を行う）または、自動継続自由金利型定期預金のうち預入期間中の利回りが高い方の定期預金を作成します。

５．（利息）

⑴　定期預金口座の定期預金の利息については、その定期預金の種類に応じた各種定期預金規定によります。

ただし、第３条第５項①のおまとめ定期のうち預入期間が３年以上の定期預金および第４条で作成の定期預金については、６か月複利の方法により計算します。

⑵　積立定期預金口座の個別預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および預入日現在における当行所定の金額・期間の階層別定期預金利率によって計算（預入期間が３年以上の定期預金は、６か月複利の方法によります）し、満期日に元金とともに支払います。

ただし、預入期間が２年以上３年未満の個別預金については、次により取扱います。

Ａ．預入期間満了日の１年前応当日までに到来する預入日の１年毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日（または前回の中間利払日）からその中間利払日の前日までの日数および当該定期預金利率に 70％を乗じた利率（小数点以下第４位は切捨てます）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます）の税引後金額をもって、当該中間利払日から個別預金の預入期間満了日までを預入期間とする自由金利型定期預金（M型）（以下「中間利息定期預金」といいます）を作成します。

中間利息定期預金は、第２条第２項の規定にかかわらず預入金額が５千円未満でも取り扱います。

Ｂ．中間払利息（中間利払日が複数ある場合は、各中間払利息の合計額）を差し引いた利息の残額は、満期日に元金とともに支払います。

Ｃ．中間利息定期預金の利息は、中間利払日から当該中間利息定期預金の満期日の前日までの日数、および中間利払日現在における当行所定の金額・期間の階層別定期預金利率によって計算し、満期日に元金とともに支払います。

６．（預金の解約、書替継続）

⑴　この預金を解約または書替継続するとき（一部の金額を解約または書替継続する場合を含みます）は、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに当店に提出してください。

⑵　積立定期預金口座の残高の一部に相当する金額の払戻請求があったときは、解約元金が払戻請求書記載の金額に達するまで個別預金を１口ごとに順次解約することとし、１口の個別預金の一部解約はいたしません。

解約する順序は、特に指定のない限り預入日から解約日までの日数の少ないものからとします。

７．（規定の準用）

この規定に定めのない事項については、「定期預金共通規定集」に記載の各規定により取扱います。

８．（積立定期預金口座の経過措置）

⑴　平成８年５月 19 日以前に口座を開設した積立定期預金口座については、本条に定めるほかは第１条から第７条の定めによります。

ただし、第３条の適用に当たっては、特に指定があった場合を除き、口座開設日の１年毎の応当日のうち平成 10 年５月 20 日以降最初に到来する日を初回おまとめ日、おまとめサイクルを３年とし、口座開設時に申し出の自動作成定期預金の預入期間と利払方法を、第３条の預入期間と利払方法とします。

⑵　積立定期預金口座に平成８年５月 19 日以前に預入された個別預金については、第１項に定めるほか次のとおり取り扱います。

Ａ．初回おまとめ日の１か月前応当日以前に満期日が到来する場合

当該満期日にその税引後元利金合計額をもって、初回おまとめ日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）を作成し、積立定期預金口座に受入れます。

Ｂ．初回おまとめ日の１か月前応当日の翌日以降、初回おまとめ日の前日までに満期日が到来する場合

当該満期日にその税引後元利金合計額をもって、初回おまとめ日の次のおまとめ日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）を作成し、積立定期預金口座に受入れます。

Ｃ．初回おまとめ日以降、次のおまとめ日の前日までに満期日が到来する場合

初回おまとめ日に、預入日からの期間が２年を超える個別預金および第２項Ａで作成された、初回おまとめ日を満期日とする個別預金の税引後元利金合計額をもって、第１項但書により定められた預入期間・利払方法の定期預金を作成し、定期預金口座に受入れます。

⑶　老人等の少額貯蓄非課税制度の適用を受けるため非課税限度額を設定している積立定期預金口座に預入された個別預金については、前２項にかかわらず、積立定期預金口座のそれぞれの個別預金の元利金を合計した額が当該非課税限度額以内のときに限り、次のとおり個別預金を自動的に作成します。

Ａ．個別預金の満期日の１か月後応当日以後に、満期日以降最初に到来するおまとめ日（以下「直近のおまとめ日」といいます）が到来する場合

当該満期日にその税引後元利金合計額をもって、直近のおまとめ日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）を作成し、積立待機預金口座に受入れます。

Ｂ．個別預金の満期日以後１か月後応当日の前日までに直近のおまとめ日が到来する場合

当該満期日にその税引後元利金合計額をもって、直近のおまとめ日の次のおまとめ日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）を作成し、積立定期預金口座に受入れます。

Ｃ．Ａ、Ｂの場合、他に満期日が同一の個別預金がある場合は、それぞれの個別預金の元利金をまとめて個別預金を自動的に作成します。

９．（定期預金口座の経過措置）

⑴　平成８年５月 19 日以前に口座を開設した定期預金口座については、本条に定めるほかは第１条から第７条の定めによります。

⑵　あらかじめ自動振替の対象として指定を受けた定期預金の満期日において、当該定期預金および満期日の到来した他の定期預金の税引後元利金の合計額をもって、口座開設時に申し出の預入期間と利払方法で、次の判定に基づいて定期預金を定期預金口座に自動作成します。

①　税引後元利金合計額が自由金利型定期預金の最低預入額未満の場合

自動継続自由金利型定期預金（M型）を作成します。

②　税引後元利金合計額が自由金利型定期預金の最低預入額以上の場合

自動継続自由金利型定期預金を作成します。

以　上

（２０２０年４月１日現在）

自由金利型定期預金（M型）期限前解約利率算出表・自由金利型定期預金期限前解約利率算出表

１．預入日の１か月後の応当日から預入日の３年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

①６か月未満	解約日における普通預金の利率
②６か月以上１年未満	約定利率×50%
③１年以上３年未満	約定利率×70%

２．預入日の３年後の応当日から預入日の４年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

①６か月未満	解約日における普通預金の利率
②６か月以上１年未満	約定利率×40%
③１年以上１年６か月未満	約定利率×50%
④１年６か月以上２年未満	約定利率×60%
⑤２年以上２年６か月未満	約定利率×70%
⑥２年６か月以上４年未満	約定利率×90%

３．預入日の４年後の応当日から預入日の５年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

①６か月未満	解約日における普通預金の利率
②６か月以上１年未満	約定利率×10%
③１年以上２年未満	約定利率×20%
④２年以上３年未満	約定利率×30%
⑤３年以上４年未満	約定利率×50%
⑥４年以上５年未満	約定利率×70%

４．預入日の５年後の応当日から預入日の６年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

①６か月未満	解約日における普通預金の利率
②６か月以上２年未満	約定利率×10%
③２年以上３年未満	約定利率×20%
④３年以上４年未満	約定利率×40%
⑤４年以上５年未満	約定利率×50%
⑥５年以上６年未満	約定利率×70%

５．預入日の６年後の応当日から預入日の７年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

①６か月未満	解約日における普通預金の利率
②６か月以上２年未満	約定利率×10%
③２年以上３年未満	約定利率×20%
④３年以上４年未満	約定利率×30%
⑤４年以上５年未満	約定利率×40%
⑥５年以上６年未満	約定利率×50%
⑦６年以上７年未満	約定利率×70%

６．預入日の７年後の応当日から預入日の８年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

①６か月未満	解約日における普通預金の利率
②６か月以上２年未満	約定利率×10%
③２年以上３年未満	約定利率×20%
④３年以上４年未満	約定利率×30%
⑤４年以上５年未満	約定利率×40%
⑥５年以上６年未満	約定利率×50%
⑦６年以上７年未満	約定利率×60%
⑧７年以上８年未満	約定利率×70%

7．預入日の８年後の応当日から預入日の９年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

①６か月未満	解約日における普通預金の利率
②６か月以上２年未満	約定利率×10%
③２年以上３年未満	約定利率×20%
④３年以上４年未満	約定利率×30%
⑤４年以上５年未満	約定利率×40%
⑥５年以上６年未満	約定利率×50%
⑦６年以上７年未満	約定利率×60%
⑧７年以上８年未満	約定利率×70%
⑨８年以上９年未満	約定利率×80%

8．預入日の９年後の応当日から預入日の 10 年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

①６か月未満	解約日における普通預金の利率
②６か月以上２年未満	約定利率×10%
③２年以上３年未満	約定利率×20%
④３年以上４年未満	約定利率×30%
⑤４年以上５年未満	約定利率×40%
⑥５年以上６年未満	約定利率×50%
⑦６年以上７年未満	約定利率×60%
⑧７年以上８年未満	約定利率×70%
⑨８年以上 10 年未満	約定利率×80%

9．預入日の 10 年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

①６か月未満	解約日における普通預金の利率
②６か月以上３年未満	約定利率×10%
③３年以上４年未満	約定利率×20%
④４年以上５年未満	約定利率×30%
⑤５年以上６年未満	約定利率×40%
⑥６年以上７年未満	約定利率×50%
⑦７年以上８年未満	約定利率×60%
⑧８年以上９年未満	約定利率×70%
⑨９年以上１０年未満	約定利率×80%

以　上

（２０２５年6月2日現在）